## 消費税增税。軽減税率制度と

## 税制改正説明会 開催のご案内

平成31年(2019年)10月1日より、消費税が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度の実施に伴い、消費税の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。

飲食料品の取り扱いがない事業者の方や免税事業者の方も対応が必要となります。特に飲食料品を取り扱う(販売する)事業者の方は、税率ごとの商品管理等など事前準備も必要となります。

テレビ等で耳にする機会は増えているものの、具体的にどのような影響があるか?

どのような対策をとれば良いのかわからない!

という声が会員さんから聞かれます。

今回は、山形税務署のご支援のもと、下記のとおり説明会を開催いたします。

ご都合がつく方はご出席くださいますようご案内申し上げます。

日時	9月18日(火) 午前10時~(約90分間)
定員	4 O名 準備の都合上、お電話でお申し込み下さい。電話:641-4620 受付:高橋 恵
場所	山形青色申告会館 2階会議室 会場の駐車場は台数に限りがありますので、お車でのお越しの際はご注意ください。
講師	山 形 税 務 署 員
内容	○消費税率の引き上げについて ○消費税軽減税率適用について ○日々の事業で対応が必要となること ○帳簿の記入の仕方について ○適格請求書等保存方式(インボイス制度)について ○軽減税率対策補助金について ○平成30年から適用となる税制改正について